

# 佐久市広告入り封筒無償提供取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐久市（以下「市」という。）が広告入り封筒の無償提供を受ける場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 窓口用封筒 市役所等の窓口に備え置き、来庁者等が各種証明書等を持ち帰るために利用する封筒で、市が定めた箇所に民間企業等の広告が印刷されたものをいう。
- (2) 送付用封筒 市が国、他の地方公共団体、法人及び個人等に書類を送付するために利用する封筒で、市が定めた箇所に民間企業等の広告が印刷されたものをいう。
- (3) 無償提供者 窓口用封筒及び送付用封筒（以下「封筒」という。）に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の募集、広告の原稿の校正、封筒の作成、広告主との調整その他の封筒の作成に係る一連の業務を行い、封筒を市に無償で提供する事業者をいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 封筒に掲載することのできる広告の範囲及びその基準は、佐久市広告掲載取扱要綱（平成21年佐久市告示第6号。以下「取扱要綱」という。）第3条第1項及び同条第2項に基づく佐久市広告等掲載基準（平成21年2月12日決裁。以下「広告等掲載基準」という。）の定めるところによるものとする。

(無償提供者の募集)

第4条 無償提供者の募集に当たっては、封筒の利用方法、応募資格、募集期間、提出書類その他の募集に必要な事項を募集要項に定めるものとする。

2 無償提供者の募集は、前項の募集要項に基づき、市のホームページに掲載して行うものとする。

(無償提供者及び広告主の資格)

第5条 無償提供者及び広告主は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の許可決定を受け、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 住所を有する市町村の市町村税（法人又は個人）の滞納がないこと。
- (5) 広告主にあつては、広告等掲載基準第6条各号に掲げる業種又は事業に係る者でないこと。

(無償提供の申込み)

第6条 封筒の無償提供をしようとする者は、佐久市広告入り封筒無償提供申込書(様式1号)及び必要書類を市長に提出しなければならない。

(無償提供者の選定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、提案内容、過去の実績等を総合的に比較して無償提供者を選定するものとする。

2 市長は、前項の規定により無償提供者に選定された者に対し、佐久市広告入り封筒無償提供許可決定通知書(様式2号)により、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により無償提供者に選定されなかった者に対し、佐久市広告入り封筒無償提供者選定結果通知書(様式3号)により、通知するものとする。

(確認書の取り交わし)

第8条 市長は、前条第1項の規定により選定された無償提供者と封筒の作成及び無償提供に関し確認書を取り交わすものとする。

(広告主募集上の注意事項)

第9条 無償提供者は、広告主の募集を行うに当たり、自らが広告主の募集者であることを明確にするとともに、市が広告主の募集者であるような誤解を受けることのないよう配慮しなければならない。

(広告等の原稿及び審査必要書類の提出)

第10条 無償提供者は、封筒の作成に当たり、広告及び封筒の原稿を市長に提出しなければならない。

2 無償提供者は、募集した広告主が第5条の規定に抵触しないことを確認した上で、次に掲げる書類(以下「審査必要書類」という。)の提出を広告主に求め、これを前項の原稿と併せて、市長に提出しなければならない。

(1) 広告主の住所を有する市町村税の納税証明書

(2) 広告主の事業の概要が分かるパンフレット等

(広告等の審査)

第11条 市長は、前条の規定による広告等の原稿及び審査必要書類の提出があったときは、その内容及び広告主等について、取扱要綱第11条に規定する佐久市広告審査委員会の審査に付するものとする。

(封筒の作成)

第12条 無償提供者は、前条の規定による審査の結果、市長から承認を受けた原稿により封筒を作成しなければならない。

(問題発生時等の対応)

第13条 無償提供者は、広告に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めなければならない。

2 市長は、広告及び広告主に問題が発生したとき等において、封筒を引き続き使用することが不適当と認めるときは、封筒の利用を中止するとともに、その後の対応について、無償提供者と協議するものとする。

(その他)

第14条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。